

別添 1

- (1) 情報公表システムによる公表を行っている事業所（公表実績のある事業所）
- (2) 新規開設事業所等で、これから公表を行う場合

以下の手順に従い、作業を行ってください。

①災害時情報共有システム（＝情報公表システムの災害時情報共有機能）にログインしてください。

【ログイン URL】 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/20/>

長野県指定情報公表センターから通知されている情報公表システムの ID（介護保険制度における事業所番号（以下「介護事業所番号」）により利用することができます。（改めて利用登録は不要です。）

- 当年度公表対象の事業所（新規開設事業所含む）  
→当年度に付与された最新の ID、パスワードでログイン可能
- 当年度公表対象外だが、過去公表実績のある事業所  
→当年度以前に付与された公表の ID、パスワードでログイン可能
- (a) 介護サービス情報公表制度における報告対象の介護保険事業所のうち、過去一度も公表実績がない場合  
(b) 公表実績があるが、情報公表システムの ID・パスワードがわからない場合  
→P3に記載の【長野県指定情報公表センター（社会福祉法人長野県社会福祉協議会ケアマネ研修情報センター）】までご連絡願います。

※（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム及び養護老人ホームは、情報公表システムの ID を利用せず、別添 2・別添 3 で対応する ID を使用することになります。

②事業所向け操作マニュアル（被災状況報告編 P11～）を参考に下記事項を登録・確認してください。

※公表担当者の連絡先について、マニュアル P12 では、被災報告担当者の連絡先となっておりますが特段問題ありませんので、以下の必要事項等について入力願います。

- ・公表担当者氏名（施設長等）
- ・担当者メールアドレス（施設メールアドレス等）
- ・電話番号（施設電話番号等）

※入力画面上は任意項目となっておりますが、可能な限りご入力をお願いします。

- ・緊急連絡先担当者（緊急時に連絡が取れる方）
- ・緊急連絡先電話番号（施設電話番号でなくても可）
- ・緊急連絡先メールアドレス（施設メールアドレスでなくても可）

※当年度既に「緊急時の担当者の連絡先設定」を入力・提出済の事業所は改めてご提出いただく必要はありません。

※その他の項目についても確認を行い、最新の情報に更新してください。

以上で事前作業は終了です。